

# 武豊町国民健康保険の保険税が 令和4年度から変わります！

国民健康保険は、病気やケガの時に安心して医療が受けられるよう、みんなで助け合う制度です。

武豊町の国保加入者は減少していますが、高齢化や医療の高度化により、1人あたりの医療費は上昇が続いています。このような状況を踏まえ、国保事業の健全で安定した運営を図るため、令和4年度からの保険税を下表のとおり改定させていただきます。

加入者の皆様にはご負担をおかけしますが、今後とも安心して医療が受けられる体制を続けることができますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 令和4年度の改定保険税(年額)

		医療保険分		後期高齢者 支援金等分		介護保険分 40歳～64歳	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	令和3年分の 所得金額-43万円	6.5%	<b>6.8%</b>	2.4%	<b>2.6%</b>	2.2%	<b>2.6%</b>
均等割	加入者一人に対して	24,000円	<b>26,400円</b>	8,400円	<b>9,600円</b>	9,600円	<b>10,800円</b>
平等割	一世帯に対して	20,400円 (変更なし)		8,400円	<b>7,200円</b>	4,800円	<b>6,000円</b>
上限額		63万円 (変更なし)		19万円 (変更なし)		16万円 (変更なし)	

※令和4年度分の国民健康保険税納税通知書は、7月に送付を予定しています